

台東区家庭的保育事業等認可等事務取扱要綱

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 基本的要件（第2条－第10条）
- 第3章 認可の手続き（第11条－第12条）
- 第4章 内容変更の手続き（第13条）
- 第5章 廃止又は休止の手続き（第14条）
- 第6章 再開の手続き（第15条）
- 付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15及び東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月台東区条例第21号。以下「条例」という。）の規定に基づき、区内における家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の認可、認可の変更等に当たって遵守すべき手続等を定めるものとする。

第2章 基本的要件

（経営主体）

第2条 家庭的保育事業者等（家庭的保育事業等を行う者をいう。以下同じ。）は、社会福祉法人その他多様な主体とする。この場合において、社会福祉法人及び学校法人以外の者が経営主体となる場合は、「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日付雇児発1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知第1の3の（3））に定めるところによるとともに、直近の会計期間において債務超過（負債が資産を上回っている状況をいう。）となっていない者とする。

（定員）

第3条 家庭的保育事業等は、定員の範囲内で保育を行うことを基本とする。ただし、条例に定める面積及び職員配置の基準を下回らない範囲内で、定員を超えて保育を行うことができる。

2 前項ただし書の場合において、利用乳幼児は19人を超えてはならない。ただし、保育所型事業所内保育事業にあっては、この限りでない。

3 第1項ただし書の場合において、定員を超えている状況が恒常的にわたるとき（連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の定員の総和で除したものをいう。）が、120%以上の状態であるときをいう。）は、定員の見直しを図ることとする。

（建物及び設備）

第4条 家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下この条において同じ。）を行う事業所（以下「事業所」という。）の構造及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等関係法令に定めるところに従うほか、採光、換気等入所児童の保健衛生及び危険防止に十分な注意を払い、条例及び次に定める基準による設備を有し、適切に運営しなければならない。

（1）家庭的保育事業における保育を行う専用の部屋

条例に定める設備の基準において必要な面積（以下「必要面積」という。）を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ。）として確保すること。

（2）乳児室又はほふく室

必要面積を、保育に有効な面積として確保すること。

(3) 保育室又は遊戯室

必要面積を、保育に有効な面積として確保すること。

(4) 医務スペース

静養できるスペースを予め準備しておくこと。なお、条例第43条に規定する保育所型事業所内保育事業は医務室を設置すること。(事務室等との兼用も可能とする。)

(5) 屋外遊戯場(事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)

必要面積を、児童が実際に遊戯できる面積として確保すること。屋上に屋外遊戯場を設ける場合又は公園等を屋外遊戯場の代替地とする場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 屋上に屋外遊戯場を設ける場合は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」(平成26年9月5日付雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)第2の5に掲げる要件を満たすこと。

ロ 公園等を屋外遊戯場の代替地とする場合は、「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」(平成13年3月30日付雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)1の(2)に掲げる要件を満たすこと。

(6) 調理室又は調理設備

定員に見合う面積及び設備を有すること。

(7) 便所

定員に見合う面積及び設備を有すること。

2 家庭的保育事業者等は、別に定める「室内化学物質対策実施基準」に基づき実施した測定結果及び対策状況を台東区教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出し、安全性が確認された後に開設しなければならない。

3 家庭的保育事業等における保育を行う専用の部屋、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室(以下「保育室等」という。)又は医務室がある建物は、次に掲げるいずれかの要件に該当する建物でなければならない。

(1) 建築基準法における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)により建築された建物

(2) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に定める方法により行った耐震診断により、 I_s 値が0.7以上かつ q 値が1.0以上であることが確認された建物

(3) 木造の建築物で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に定める方法により行った耐震診断により、 I_w 値が1.1以上であることが確認された建物

4 非常口は、火災等非常時に利用乳幼児の避難に有効な位置に、2か所2方向設置しなければならない。

(居宅訪問型保育事業の設備)

第5条 居宅訪問型保育事業において、保育を行う場所の設備は、採光、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、適切に運営しなければならない。

(保育従事職員)

第6条 保育に従事する職員については、家庭的保育事業等を適切に運営するため、次に掲げる要件を満たすこととする。

(1) 小規模保育事業及び事業所内保育事業

イ 小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型並びに小規模型事業所内保育事業の配置人数

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)により定める利用定員(以下「利用定員」という。)及び利用乳幼児数のそれぞれについて、次に定める区分ごとに、

区分ごとに規定する保育士、保育従事者（条例第31条及び第47条に定める保育従事者をいう。以下同じ。）の員数の基準となる児童数で除し、小数点第1位（小数点第2位以下切り捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数に1を加えた数を比較し、いずれが多い方とする。なお、実際の保育に当たり配置する人数は、現に保育を受けている乳幼児に対して同様の方法により算出するが、算出した数が1人の場合であっても、常勤の保育士1人に加え、保育に従事するために雇用した職員1人を配置しなくてはならない。

（イ）小規模保育事業A型 条例第29条第2項各号に定める区分

（ロ）小規模保育事業B型 条例第31条第2項各号に定める区分

（ハ）小規模型事業所内保育事業 条例第47条第2項各号に定める区分

ロ 保育所型事業所内保育事業の配置人数

利用定員及び利用乳幼児数のそれぞれについて、条例第44条第2項各号に定める区分ごとに、区分ごとに規定する保育士の員数の基準となる児童数で除し、小数点第1位（小数点第2位以下切り捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数を比較し、いずれが多い方とする。なお、実際の保育に当たり配置する人数は、現に保育を受けている乳幼児に対して同様の方法により算出するが、算出した数が1人の場合であっても、常時2人を下回ってはならない。

ハ 常勤の保育士のうち、法第18条の18第1項の登録を受けた者又は条例第29条第3項、第31条第3項若しくは第47条第3項に定める者が各組や各グループに1人以上（乳児を含む組やグループに係るイと同様の方法により算出された保育士の数が2人以上の場合は、2人以上）配置されていること。

ニ 保育に直接従事する職員は、利用乳幼児を長時間にわたって保育できる常勤の保育士、常勤の保育従事者をもって確保することを基本とする。ただし、本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や利用乳幼児数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合には、イ又はロの規定により算出した職員の一部に短時間勤務の保育士（常勤の保育士以外の保育士をいう。以下同じ。）を充てても差し支えない。なお、この場合、常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回る。こと。また、この適用に当たっては、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）による子供の発達に応じた組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

ホ 「常勤の保育士」及び「常勤の保育従事者」とは、次の（イ）から（ニ）までの全ての要件を満たす者とする。

（イ）期間の定めのない労働契約を結んでいること（1年以上の労働契約を結んでいる場合を含む。）

（ロ）労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1の3号により明示された就業の場所が当該事業所であり、かつ従事すべき業務が保育であること

（ハ）勤務時間が、当該事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）に達しているか、1日6時間以上かつ月20日以上であり、常態的に勤務していること

（ニ）当該事業所（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であること

（2）家庭的保育事業

利用定員に応じて、条例第23条第3項の規定により、家庭的保育者、家庭的保育補助者を置くこと。なお、実際の保育に当たっては、現に保育を受けている乳幼児に対して同様の規定により配置するものとする。

(3) 留意すべき事項

- イ 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。
- ロ 短時間勤務労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）や雇用保険法（昭和49年法律第116号）等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の職員が生じることのないよう留意すること。
- ハ 法第48条の4第1項の規定を踏まえ、保育士の勤務形態の状況等について情報提供に努めるべきであること。

(研修の指定)

第7条 条例第23条第2項に規定する区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修は、次に掲げるところによる。

- (1) 保育士資格を有する場合 東京都が実施する家庭的保育者研修の家庭的保育者基礎研修（以下「基礎研修」という。）又は東京都子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年4月1日付27福保子計第249号）に基づく子育て支援員研修の基本研修及び地域保育コースの地域型保育（以下「子育て支援員研修」という。）とする。
- (2) 保育士資格を有しない場合 基礎研修及び東京都が実施する家庭的保育者研修の家庭的保育者認定研修（以下「認定研修」という。）又は認定研修及び子育て支援員研修とする。

2 条例第23条第3項、第31条第1項及び第47条第1項に規定する区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修は、基礎研修又は子育て支援員研修とする。

(管理者要件)

第8条 事業所（家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業を行う事業所を除く。）には、管理者を置くこと。なお、管理者は児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知。以下「国通知」という。）に規定する管理者の要件を満たす者でなければならない。

(調理)

第9条 条例の定めるところにより、利用乳幼児に対する食事の提供について、調理業務の全部を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に定めるところによることとする。

2 調理又は調乳を行う者については、「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」（平成13年8月1日付雇児発第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を遵守し、事業所における衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。

(その他)

第10条 子ども・子育て支援法第29条の規定により地域型保育給付に係る事業者として教育委員会から確認を受けた家庭的保育事業者等にあつては、国通知に定められた基本分単価に含まれる職員構成その他必要な基準を満たすものとする。

第3章 認可の手続き

(計画承認)

第11条 家庭的保育事業等の認可を受けようとする者は、計画の承認を受けるため、計画承認申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 建物、その他の設備関係

- イ 建物・土地の状況（第2号様式）

ロ 施設の案内図（最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等、周辺環境がわかるもの）

ハ 施設の配置図及び建物の平面図

ニ 施設内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図

ホ 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書（既存建築物の場合）とする。

ヘ 土地及び建物の登記事項証明書。この場合において、計画承認申請書提出時に登記がなされていないときは、登記後に送付すること。（自己所有物件の場合）

(2) 家庭的保育事業等の運営方針

イ 条例第18条に定める運営規程

(3) 家庭的保育事業者等の状況

社会福祉法人、学校法人及び日本赤十字社にあっては次のイからニまでに掲げる書類、その他の者にあってはイからヲまでに掲げる書類

イ 法人の登記事項証明書

ロ 定款又は寄付行為の写し（法人の場合）

ハ 印鑑証明

ニ 法第34条の15第3項第4号の基準に関する誓約書（第3号様式）

ホ 資金計画書

ヘ 当該事業の今後5年間の収支計画書（当該事業を開始するに当たって借入等を行う場合は返済計画についても記載すること。）

ト 直近3年間の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類（任意様式）を付したもの）

チ 設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書

リ 設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画

ヌ 会社開設時の開始貸借対照表及び仮決算書（設置者が新規設立法人の場合）

ル 残高証明書（別に定める設置申請書の提出期限の1か月前以降の時点のもの）

ヲ 納税証明書（別に定める内容のもの）

(4) その他教育委員会が必要と認めるもの

2 教育委員会は、前項の申請があった場合には、その内容を審査し、その計画を承認する場合には、計画承認書（第4号様式）を申請者に交付するものとする。

3 教育委員会は、前2項の申請前に、家庭的保育事業等の認可を受けようとする者から、その旨の申し出があった場合には、必要に応じて、事前に書類の提出を求め、予備審査を行うことができる。

4 台東区小規模保育事業運営事業者募集要項に基づく公募等により、事前に台東区認可保育所等運営事業者審査委員会設置要綱（平成29年11月1日付29台教児第720号）により設置された審査委員会の審査を経て、その提案が認められた場合には、前3項の手続きの全部又は一部を省略することができる。

(認可)

第12条 前条第2項の規定により計画承認書の交付を受けた者は、事業の認可を受けるため、法第34条の15第2項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第36条の36第1項及び第2項に定めるところにより、家庭的保育事業等認可申請書（東京都台東区児童福祉法施行細則（昭和40年3月台東区規則第10号。以下「細則」という。）別記第13号の4様式）に、次に掲げる書類を添付し、教育委員会が指定する日までに、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 職員関係

イ 職員の構成（第5号様式）

- ロ 基準職員（条例の基準により配置すべき職員をいう。以下同じ。）の履歴書の写し（嘱託医及び条例の規定により調理員を置かない場合の調理員は不要）
 - ハ 保育士証の写し
 - ニ 嘱託医の医師免許証の写し
 - ホ 保健師又は看護師を配置する場合には当該免許証の写し
 - ヘ 所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書（控）の写し。ただし、基準職員以外の非常勤職員、嘱託医及び調理員を除く。
 - ト 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には調理業務委託契約書の写し、外部搬入方式により食事の提供をする場合には外部搬入にかかる契約書の写し
 - チ 管理者を設置する場合にあっては第8条に定める管理者要件を充足することを証する書面（勤務証明等）
 - リ 家庭的保育者及び家庭的保育補助者にあってはそれを証する書類等の写し
- (2) 建物、その他の設備関係
- イ 前条第1項第1号に掲げる書類
 - ロ 国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける場合には、それを証する書面（土地・建物が自己所有でない場合）
 - ハ 国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合には、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）に基づくことを証する書面（土地・建物が自己所有でない場合）
 - ニ 保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による、条例で定める耐火基準を満たしていることを証する書類
 - ホ 用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証の写し（使用面積が200㎡を超える場合。200㎡以下の場合は、一級建築士による建築基準法に基づく保育所用途に適合していることの証明書を提出すること。）
 - ヘ 火災予防条例（昭和23年東京都条例第105号）第56条の2の規定による届出により消防署から通知される「検査結果通知書」の写し
 - ト 別に定める「室内化学物質対策実施基準」に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることがわかるものであること。）
- (3) 家庭的保育事業等の運営方針
- イ 前条第1項第2号に掲げる書類
 - ロ 就業規則（給与規程等を含む。）
 - ハ 重要事項説明書等（利用者及び利用を検討している者に配付するものであって、東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月台東区条例第22号）第38条に規定する事項が盛り込まれているもの）
 - ニ 利用乳幼児に関して契約している保険又は共済制度への加入を証する書類の写し
 - ホ 連携施設の状況（第6号様式）
 - ヘ 連携施設との協定書、同意書等（連携内容が記載されているもの）
- (4) 家庭的保育事業者等の状況
- イ 前条第1項第3号に掲げる書類
 - ロ 法人代表者の履歴書
- (5) その他
- イ 家庭的保育事業等認可調査書（第7号様式。以下「調査書」という。）
 - ロ その他教育委員会が必要と認めるもの
- 2 教育委員会は、前項の申請があった場合には、法第34条の15第3項の定めるところ

により、その内容を審査し、その事業の認可を行う場合には、細則第9条の4に定めるところにより、家庭的保育事業等認可書（細則別記第13号の7様式）を申請者に交付するものとする。

第4章 内容変更の手続き

（内容変更）

第13条 事業を行う建物その他設備の規模構造、使用区分、屋外遊戯場、園舎敷地の使用に係る権利関係、定員等の運営方法若しくは代表者又は管理者を変更しようとする経営主体は、省令第36条の36第3項及び第4項に定めるところにより、家庭的保育事業等内容変更届（細則別記第13号の5様式）に次に掲げる書類を添付し、教育委員会へ届出しなければならない。なお、第1号から第3号及び第5号に掲げる事項は変更のあった日から起算して1か月以内に、第7号に掲げる事項は変更しようとする日の3か月前までに、その他の事項は予め届出を行うこと。

（1）名称の変更

イ 教育委員会が必要と認めるもの

（2）所在地（住所）表示の変更

イ 区市町村から発行される住居表示変更の通知

（3）経営主体の名称の変更

イ 印鑑証明（事後提出）

（4）経営主体の代表者の変更

イ 印鑑証明（事後提出）

ロ 代表者の履歴書

（5）経営主体の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）の変更

イ 印鑑証明（事後提出）

ロ 区市町村から発行される住居表示変更の通知

（6）建物の規模構造及び使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）

並びに屋外遊戯場の変更

イ 建物・土地の状況

ロ 建物の変更前後の配置図及び平面図

ハ 施設内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図

ニ 一級建築士による、条例で定める耐火基準を満たしていることを証する書類（本内容変更により新たに保育室等を2階以上に設置する場合に限る。）

ホ 建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し（建物の規模構造に変更がある場合に限る。）

ヘ 土地及び建物の登記事項証明書。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、登記後送付すること。（自己所有物件の場合）

ト 別に定める「室内化学物質対策実施基準」に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることがわかるものであること。工事を伴う建物の変更の場合に限る。）

チ 調査書

（7）定員又は年齢区分の変更

イ 職員の構成（利用定員を定員と異なる人数に設定している場合は、定員の欄に利用定員を記載すること。）

ロ 調査書

（8）管理者の変更

イ 管理者の履歴書

ロ 第8条に定める管理者要件を充足することを証する書面（勤務証明等）

ハ 調査書

(9) 調理業務に関する変更

- イ 調理業務委託契約書の写し（新たに委託を開始する場合及び委託先を変更する場合）
- ロ 外部搬入に係る契約書の写し（新たに外部搬入を開始する場合及び外部搬入先を変更する場合）
- ハ 調査書

(10) 連携施設の変更

- イ 連携施設との協定書、同意書等（連携内容が記載されているもの）

第5章 廃止又は休止の手続き

(廃止又は休止)

第14条 家庭的保育事業等を廃止又は休止（原則として1年を超えない期間停止することをいう。以下同じ。）しようとする者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって、教育委員会に協議しなければならない。

2 前項の場合において、建物及び設備について国、都又は区の補助がなされた事業を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって教育委員会あてに協議しなければならない。

3 家庭的保育事業等を廃止又は休止しようとする者は、法第34条の15第7項及び省令第36条の37第1項に定めるところにより、家庭的保育事業等廃止（休止）承認申請書（細則別記第13号の6様式）に次に掲げる書類を添付し、廃止又は休止しようとする日の60日前までに、教育委員会へ申請しなければならない。

(1) 財産処分の方法

(2) 職員の退職後の状況

(3) 利用乳幼児の具体的な受け入れ計画（乳幼児の氏名、年齢、受け入れ先の施設名及び受け入れ予定年月日）

4 教育委員会は、前項の申請があった場合において、廃止又は休止を承認する場合には、省令第36条の37第2項に定めるところにより、家庭的保育事業等廃止（休止）承認書（細則別記第13号の8様式）を申請者に交付するものとする。

第6章 再開の手続き

(再開)

第15条 家庭的保育事業等を再開しようとする者は、再開をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって、教育委員会に協議すること。

2 家庭的保育事業等を再開しようとする者は、前項による協議を経たうえで、家庭的保育事業等再開届（第8号様式）に次に掲げる書類を添付し、再開しようとする日の60日前までに、教育委員会へ届出しなければならない。

(1) 職員の構成

(2) 教育委員会が必要と認めるもの

付 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に東京都台東区家庭福祉員制度運営規則（昭和40年3月台東区規則第13号）により認定を受けている家庭福祉員については、第4条第3項及び第4項の規定は適用しない。

付 則

1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に東京都台東区家庭福祉員制度運営規則（昭和40年3月台東

区規則第13号)により認定を受けている家庭福祉員であって、当該保育の実施している場所を変更せずに、家庭的保育事業に移行する家庭的保育事業者については、第4条第2項(保育室の改修工事を行った者を除く。)、第3項及び第4項の規定は適用しない。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 平成28年12月1日時点において東京都台東区家庭福祉員制度運営規則(昭和40年3月台東区規則第13号)により認定を受けている家庭福祉員であって、当該保育の実施している場所を変更せずに、平成29年4月1日より家庭的保育事業に移行した家庭的保育事業者については、第4条第2項(保育室の改修工事を行った者を除く。)及び第3項の規定は適用しない。

付 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。